

平成 17 年度の科学技術振興調整費の配分の基本的考え方

平成 16 年 12 月 24 日

総合科学技術会議

平成 17 年度の科学技術振興調整費(以下、「調整費」という。)については、「科学技術振興調整費の活用に関する基本方針」(平成 13 年 3 月 22 日総合科学技術会議決定)(以下「基本方針」という。)、「平成 17 年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」(平成 16 年 5 月 26 日総合科学技術会議決定)及び「科学技術振興調整費の平成 14 年度に開始したプログラムの中間評価について」(平成 16 年 11 月 18 日総合科学技術会議決定)を踏まえ、活用することとする。

また、科学技術基本計画に掲げた科学技術創造立国実現のための諸目標の達成に向け、連携の強化、不必要な重複排除の徹底など科学技術予算の改革を進め、質の高い施策への取組を強化するとした「平成 17 年度科学技術関係予算の改革について」(平成 16 年 7 月 23 日総合科学技術会議決定)を踏まえ、同決定で創設することとした「科学技術連携施策群」を積極的に推進するため、新規プログラムを実施する。

このため、平成 17 年度の調整費の配分については、以下のとおりとすることが適当である。

- (1) 平成 17 年度から新規に実施するプログラムについては、別紙 1 のとおりとする。新規の実施課題等の選定を行う期間は 5 年間とし、3 年目にプログラムの中間評価を行うものとする。対象とする課題、対象機関等は必要に応じて見直す。
- (2) 平成 16 年度に引き続き、平成 17 年度に継続して実施するプログラムにおいて、新規の実施課題等を公募するものについては、別紙 2 のとおりとし、新規募集を行う期間や中間評価については、従前の例によるものとする。なお、これらのプログラムにおいて、平成 13、14、15 及び 16 年度に採択された課題等のうち継続して実施するものの内容等については、従前の例によるものとする。
- (3) 新規課題等の公募を終了した既存プログラム及び廃止したプログラムのうち、平成 17 年度以降も課題等が継続することとなっているプログラムは、別紙 3 のとおりとする。

平成 17 年度から新規に実施するプログラム

1 優れた成果の創出・活用のための科学技術システム改革

基本方針において、調整費の活用の考え方として示した「優れた成果の創出・活用のための科学技術システム改革」に係るプログラムとして、「科学技術連携施策群の効果的・効率的な推進」を実施する。

1 - 1 科学技術連携施策群の効果的・効率的な推進

(1) 内容

「平成 17 年度科学技術関係予算の改革について」(平成 16 年 7 月 23 日総合科学技術会議決定)に基づき、各府省の縦割りの施策に横串を通す観点から、科学技術連携施策群(以下「連携施策群」という。)について、総合科学技術会議のイニシアティブの下にコーディネーター等を配置し不必要な重複の排除、連携の強化等の各施策間の調整を推進する。その上で補完的に実施すべき研究開発課題について内容・達成目標等を具体的に設定して推進する。

(2) 対象とするテーマ及び政策目標

テーマ 1 : ポストゲノム - 健康科学の推進 -

(政策目標 1) ヒトゲノム解読完了後のポストゲノム研究の国家戦略として、テイラーメイド医療、ゲノム創薬、予防医学などの目標を掲げ、健康科学の推進を通じ、これらの恩恵の早期実現を目指す。

テーマ 2 : 新興・再興感染症

(政策目標 2) S A R S、鳥インフルエンザなど新興・再興感染症の流行、及びバイオテロリズムの脅威から国民の安心・安全を確保するための研究体制構築を目指す。

テーマ3：ユビキタスネットワーク - 電子タグ技術等の展開 -

(政策目標3) 多様な情報機器とすみずみまで行きわたった通信ネットワークを通じ、安心・安全で快適な生活と効率的な社会・経済活動が行われる社会(ユビキタスネットワーク社会)を実現する上で中核的な技術基盤の確立を図る。

テーマ4：次世代ロボット - 共通プラットフォーム技術の確立 -

(政策目標4) 生活支援、医療・福祉、防災、農業、建設、通信等、産業用以外の幅広い分野で新たな利用が期待されている「次世代ロボット」を実現するための技術基盤の確立を目指す。

テーマ5：バイオマス利活用

(政策目標5) バイオマス利活用技術を確立することにより、世界的規模での持続的発展が可能な循環型社会実現を目指す。

テーマ6：水素利用 / 燃料電池

(政策目標6) 地球環境問題への対応、エネルギーの安定供給に資する水素エネルギー社会の実現に不可欠な水素利用 / 燃料電池技術を体系的に確立することを目指す。

テーマ7：ナノバイオテクノロジー

(政策目標7) ナノテクノロジーとバイオテクノロジーの融合領域における研究開発の成果を早期に実用化することにより、健康寿命の延伸、新産業の創出、国際競争力の確保を図り、安心・安全な社会の実現を目指す。

テーマ8：地域科学技術クラスター

(政策目標8) 地域の研究開発に関する資源やポテンシャルを活用することにより、我が国の科学技術の高度化、多様化、ひいては地域における革新技術・新産業の創出を通じた地域経済の活性化を図る。

(3) 平成17年度充当見込み額及び補完的に実施すべき研究開発課題の選定方法

平成17年度充当見込み額及び上記に掲げるテーマの政策目標等を踏まえた具体的な研究開発課題については、総合科学技術会議が今後定める。

別紙 2

平成 17 年度に継続して実施し新規の実施 課題等を公募するプログラム

1 優れた成果の創出・活用のための科学技術システム改革

基本方針において、調整費の活用の考え方として示した「優れた成果の創出・活用のための科学技術システム改革」に係るプログラムとして、「競争的研究資金配分機関構築支援」「産学官共同研究の効果的な推進」及び「戦略的研究拠点育成」を実施する。

1 - 1 競争的研究資金配分機関構築支援（平成 16 年度創設）

（ 1 ） 内容

競争的研究資金に関する独立した配分機関構築への取組を支援するため、プログラムオフィサー等の資質向上に資する海外研修のための経費を支援する。

（ 2 ） 平成 17 年度充当見込額

1 億円（うち新規選定分 1 億円）

（ 3 ） 支援内容

プログラムオフィサーを対象とした、海外の競争的研究資金配分機関における研修

（ 4 ） 支援対象機関

競争的研究資金の配分事務を実施している府省及び独立行政法人

（ 5 ） 選定方法

各府省からのプログラムオフィサーの推薦者の中から選定する。

(6) 選定に当たっての留意点

- (a) 海外の競争的研究資金配分機関における研修を受けるプログラムオフィサーについては、研修終了後に派遣元機関において、少なくとも2年間常勤のプログラムオフィサーとして活動することを前提とする。
- (b) 「競争的研究資金制度改革について(意見)」(平成15年4月21日総合科学技術会議決定)を踏まえ、競争的研究資金配分機関の構築のための具体的な構想の優れたものを重視する。

1 - 2 産学官共同研究の効果的な推進(平成14年度創設)

(1) 内容

経済社会ニーズに対応した産学官の共同研究を効果的に促進するため、民間企業が自らの研究資金を活用し、大学、独立行政法人等の研究機関と共同研究を行う場合に、当該研究機関に対してその分担に応じた経費を助成する仕組みを導入し、大学、独立行政法人等の研究機関の研究シーズと民間企業の研究シーズの積極的なマッチングを推進する。

(2) 平成17年度充当見込額

40億円(うち新規選定分15億円)

(3) 対象機関

経費の支給対象機関は、大学、国公立試験研究機関、独立行政法人・特殊法人等の研究機関とする。

ただし、申請に当たっては、大学、独立行政法人等と民間企業との共同提案とし、大学、独立行政法人等が自らの研究シーズをもとに主体的に共同研究に取り組むものであって、かつ、民間企業においても積極的に共同研究を実施する意思を有するものであることを要件とする。

(4) 対象分野

自然科学全般並びに自然科学と人文・社会科学との融合領域を対象とする。

(5) 選定方法

公募により選定する。

(6) 選定に当たっての留意点

- (a) 研究開発の内容、必要性及び計画の妥当性を重視する。また、共同研究により期待される成果及び目標が具体的かつ明確であり、成果が社会・経済の発展等に大きな波及効果をもたらすことが期待できるものを重視する。
- (b) 研究開発の内容に新規性があるものを重視する。また、大学、独立行政法人等の研究機関と民間企業が対等の関係で取り組むことができる内容であるものを重視する。
- (c) 大学、独立行政法人等の研究機関と民間企業との間の責任体制や役割分担が明確になっているとともに、研究開発の遂行に必要な進行管理方策（技術的・人的・経理的資源の確保）がとられているものを重視する。
- (d) 複数の民間企業が参加する場合、それぞれの民間企業の責任分担が明確であるものを重視する。
- (e) 意欲的なベンチャー企業の参加に配慮する。
- (f) 大学等から基本的特許が出願されているかを考慮するなど、実用化を視野に入れている課題を重視する。

(7) その他

共同研究の実施期間の各年度において民間企業の負担する経費の総額が、調整費により支給対象機関に対して支給する経費の同額以上（全体の経費の2分の1以上）であることを条件とするが、中小企業者の場合は、企業の負担する経費の総額が、調整費により支給対象機関に対して支給する経費の2分の1以上（全体の経費の3分の1以上）であることを条件とする。

1 - 3 戦略的研究拠点育成（平成13年度創設）

(1) 内容

優れた成果や人材を生み出し、新しい時代を拓く研究開発システムを実現するため、組織の長の優れた構想とリーダーシップにより、研究開発機関の組織改革を進め、国際的に魅力のある卓越した人材創出・研究拠点の育成を図る。

(2) 平成 1 7 年度充当見込額

1 2 5 億円 (うち新規選定分 3 0 億円)

(3) 対象機関・組織

大学及び国立試験研究機関等(独立行政法人・特殊法人等の研究開発機関を含む)を対象とする。

(4) 対象分野及び改革の方向性

自然科学全般並びに自然科学と人文・社会科学との融合領域を対象とする。

以下の改革の方向性をいずれも満たすものとする。

- ・ 科学技術システム改革に資する斬新な計画によって国際的に通用する人材創出・研究開発拠点を旨指すもの
- ・ 既存の枠組みを越え新たな組織の構築を旨指すもの(産学官連携、複数機関や組織内複数部門の連携等)
- ・ 人材の流動化・国際化に取り組むもの(任期付研究員、在外研究者の活用等)

(5) 選定方法

公募により選定する。なお、申請は、大学及び国立試験研究機関等の長が行うものとする。

(6) 選定に当たっての留意点

- (a) 組織の長のイニシアティブの下に提案される組織改革構想が、当該組織の将来の発展の方向を明確に見据えつつ、組織の経営改革を行い、戦略的な研究の推進を指向するものを重視する。
- (b) 当該組織改革構想が優れた成果を生み出す研究開発システムの実現とともに、先見性をもって新しい領域の開拓を旨指すものを重視する。
- (c) 当該組織改革構想の内容が独創的でブレークスルーが期待でき、他の研究機関に波及する効果の高いものを重視する。
- (d) 新組織として予定するものの研究ポテンシャルの高さを重視する。
- (e) 本プログラムによる育成の後においても、引き続き研究拠点として自立的に維持、運営、発展できるものであることを条件とする。
- (f) 既存組織の枠を越えた連携強化を図り、戦略的な研究の推進を旨指す

という将来の見通しを持っているものを重視する。

(g) (4) の改革の方向性に沿った取組の実現性の高いものを重視する。

(h) 規模の小さい研究機関等であっても優れた組織運営改革への取組については配慮する。特に、人文・社会科学を中心とした自然科学との融合領域における取組については、比較的規模の小さいものも対象とする。

(7) その他

(a) 設備の整備も含め、必要となる経費を幅広く対象とする。

(b) 組織の長に異動があったときは、当該組織の長の組織改革構想が引き継がれる場合に限り、継続して実施できるものとする。

2 将来性が見込まれる分野・領域への戦略的対応等

基本方針において、調整費の活用の方針として示した「将来性が見込まれる分野・領域への戦略的対応等」に係るプログラムとして、「重要課題解決型研究等の推進」「新興分野人材養成」及び「緊急に対応を必要とする研究開発等」を実施する。

2 - 1 重要課題解決型研究等の推進（平成16年度創設）

(1) 内容

国家的・社会的に重要な政策課題であって、単独の府省では対応が困難であり、政府として速やかに取り組むべき政策目標及び課題について、産学官の複数の研究機関による総合的な推進体制の下で、具体的な達成目標を設定し、研究開発を推進する。

また、科学技術政策に必要な調査研究を実施する。

(2) 平成17年度充当見込額

85億円（うち新規選定分40億円）

(3) 対象とする政策目標及び課題

重要課題解決型研究

政策目標 1：研究基盤の強化による国力の充実

(課題 1 - 1) 研究開発活動を支える知的基盤整備

(観測等のデータベースのネットワーク化等)

環境分野、地球科学分野では、地球環境研究や防災研究の基盤として、国内データベース整備、各国データベースとの連携及び観測データを統合した国際データベースの構築が必要となっている。

ライフサイエンス分野では、各種バイオリソースや遺伝情報のデータベースが構築されつつあり、それらの有機的連結により統合された生物情報データシステムを構築することが望まれている。

これらのデータベースの大容量化・多様化の状況下で、利用を容易にして活用を促進するデータベース化を進める研究・技術開発を、実証的な応用を含めて行う。国際プログラムへの対応、利用者の調査などから研究開発ニーズを明らかにして実施する。

政策目標 2：国際競争力の確保・強化による経済の活性化

(課題 2 - 1) 標準化を狙う日本発技術の研究開発

世界市場における標準化技術・物質の開発を目指した研究開発活動と連動した知的財産権取得のための戦略や国際標準化へ向けた戦略を研究開発計画の中で明確に位置づける研究開発を行うこととする。(ソフトウェア、新機能材料の研究開発等を対象に、これまで標準化を目指した取組により、技術がある程度成熟しているものを対象とする。)

(課題 2 - 2) デジタルコンテンツ創造等のための研究開発

映画、音楽、アニメ、ゲームソフトをはじめとするコンテンツの国際競争力確保のため、技術革新の進展に即応したCG等の映像技術、ブロードバンドにおける流通技術等による良質なデジタルコンテンツの制作・流通等が円滑に図られるよう、先端的な技術に関する研究開発を行う。その際、内容に応じ標準化が必要なものについては、研究開発と一体的に進める。

政策目標 3：安心・安全で快適な社会の構築

(課題 3 - 1) 新興・再興感染症に関する研究開発

国民の感染症や研究・治療体制等に対する意識調査

や、国内外の防疫体制の現状調査などを通じ、感染症対策のための基礎データの収集を図るとともに、病原体や宿主の動態研究を通じた感染症の発生予測法やワクチンの大量作成法など、予防・診断・治療技術開発に結びつくような研究を実施する。

なお、本研究開発の実施課題（過去に採択されたものを含む）は、連携施策群（新興・再興感染症）の活動が開始された後は、同連携施策群の中での調整の下で実施することとする。

（課題 3 - 2）情報セキュリティに資する研究開発

情報通信技術を取り巻く状況は急速に変化しており、最近では、携帯電話へのコンピュータウイルス攻撃や情報家電を踏み台にしたネットワーク攻撃のように多様な脅威が新たに顕在化してきている。また、電子マネー機能を有する携帯電話端末のように新たな情報通信の利活用の形態が出現している。

悪意ある脅威としてサイバー攻撃等は引き続き大きな社会問題であるとともに、情報通信インフラの予期せぬ中断が社会生活・経済活動に深刻な影響を与えるようになり、安定な情報通信サービスを継続して提供することも重要な問題である。さらに、個人認証や個人情報保護も引き続き重要な課題である。

これらの問題への対策及び新たな問題の予測・予防を含め、情報通信の安全性・信頼性向上に資する研究開発を行う。

（課題 3 - 3）デジタルディバイド解消のための実証実験

離島などの地理的条件不利地域など、現在全国で530万世帯、平成19年度の予測で220万世帯とされる地上系のブロードバンドサービスインフラ未整備地域の解消は、e-Japan 構想実現に向けた重要課題である。このため、広大なエリアでサービス提供が可能な衛星等を活用したインフラと、既に整備が進んでいる地上系インフラの組合せの検討など、e-Japan 構想を実現するために有効な情報通信インフラのシステム構築の実証実験を行う。

（課題 3 - 4）環境保全・再生に関する研究開発・技術実証実験

近年、人為的な生態系改変や環境汚染等に起因する生物多様性の減少が顕在化している。そこで、人間活動により引き起こされる生物多様性の変化を予測し、その影響を評価し、適切な対策を講じる研究開発が必要となっている。このため、生物多様性の変化の予測と影響評価に関する研究開発、生物多様性の保全・再生に関する技術開発、及びフィールドでの保全・再生技術の実証実験を行う。

(課題 3 - 5) 犯罪・テロ防止に資する先端科学技術研究(認証・センサー技術等)

国際化・凶悪化するテロや組織的犯罪、或いはNBCテロによる複合的脅威等については、新たなセンサー技術や探知・検知技術の研究のみならず、既存のさまざまなセンサーの改良或いは組合せ等による応用実証的な視点も考慮する。国民に対して、ある程度早期(数年程度)に具体的な対処方策を明示できるような研究を行う。

(課題 3 - 6) 減災対策技術の研究開発

平成16年度に頻発した災害(地震、大型台風による高潮・波浪・洪水災害・土砂災害等)についての検証を踏まえた、より具体的な減災対策技術の開発、各種災害による被害が複合的に生じた場合の具体的な対処法など、社会学・心理学等の観点も含め、実証的かつ現実的な視点での研究や、その成果が、今後の具体的な研究開発の方向性を与えるような基盤的な研究を行う。なお、研究開発領域は多岐にわたるため、地震・台風等の重大災害発生メカニズムの解明など、さまざまな研究の提案が望まれる。

科学技術政策に必要な調査研究

(課題 1) 研究開発評価・調査手法の開発(基礎研究等についての定量的又は客観的な評価・調査手法、研究開発成果のアウトカム及びインパクトの評価・調査手法等)

基礎研究等の評価・調査について、時期(事前、中間、事後、追跡等)や対象(施策、課題、機関、研究者等)に応じた評価・調査手法を諸外国を含めて整理するとともに、我が国の実情や施策ニーズも勘案して、現時点で活用し得

る評価・調査ツール集等を作成する。

研究開発成果のアウトカム及びインパクトについて、さまざまな評価・調査手法を諸外国を含めて整理するとともに、わが国の実情や施策ニーズも勘案して、現時点で活用し得るアウトカム及びインパクト把握のためのツール集等を作成する。

(課題2) ライフサイエンスやナノテクノロジー等の先端科学技術が社会に与える影響の調査研究

ライフサイエンス推進において、生命倫理問題は避けて通れない問題であり、ヒト胚の取扱いについて一定の方針を示したものの、多数の問題が残されている。そこでこれらの検討に先立ち、国民の意識レベル調査等基礎となる調査研究を行う。

ナノテクノロジーについては、豊かで安心・安全な社会の構築に貢献することが期待されているが、その技術により作り出された新たな物質が人の健康や環境に与える影響など、社会に受け容れられるために考慮されるべき課題が存在する。そこで、ナノテクノロジーが社会に受け容れられるための活動(ELSI; ethical, legal and social implications)の我が国及び諸外国の現状について調査し、科学技術政策として今後我が国がとるべき方向性について研究する。

(課題3) 代替医療の科学的評価手法の開発

いわゆる西洋医学以外の漢方、鍼灸、整体などについて、その有効性を科学的に評価する普遍的手法を開発し、もって有効性を認められたものについては代替医療として投薬、手術などの過剰な実施を防ぎ、患者の選択の幅を広げることにより資するとともに、保険財政の負担軽減にも結び付けることを目的とした基礎的研究を行う。

(課題4) 我が国の科学技術政策の展開に関する調査

「知識のための科学」から「社会のための科学」へと科学技術の在り方が転換されている中で、科学技術政策と社会との関係を新たに考える必要がある。このような変革期にある我が国の科学技術政策の新たな展開を図るため、さまざまな科学技術分野における専門的知見を有する者の果たした役割の分析など、科学技術政策と人材、組織、社会制度等の関

係について調査研究を行う。

(4) 対象機関

研究機関全般を対象とする。ただし、(3)の については、産学官の複数の研究機関による総合的な推進体制において研究を総括する責任機関及び責任者を設定することとする。

(5) 選定方法

公募により選定する。なお、(3)の については、具体的な達成目標の設定及び産学官の複数の研究機関による総合的な推進体制を要件とする。

(6) 選定に当たっての留意点 (b)から(f)までは(3)の の留意点)

(a)国家的・社会的に重要なものであって、早急な解決を要するものを重視する。

(b)設定された具体的な達成目標が、有効性、実現性の面から優れているものを重視する。

(c)具体的な達成目標を実現するため、研究機関間の有機的連携等適切な推進体制の工夫がなされているものを重視する。

(d)十分な準備に基づいた戦略的な構想を重視する。

(e)研究機関があまりに多く参画するために1機関当たりの研究費が細分化され効率的な研究が阻害されることのないよう、また、適切な規模の取組が行われるよう留意する。

(f)研究実施に当たっては、研究課題の円滑な推進や研究成果の効果的な活用を図るため、関係府省も加えた研究運営委員会を設け、実施する。

2 - 2 新興分野人材養成 (平成13年度創設)

(1) 内容

科学技術の振興にとって重要領域ではあるが人材が不足しており、戦略的な人材養成により、世界における我が国の地位を確保する必要がある新興の研究分野や、産業競争力の強化の観点から人材の養成・拡充が不可欠な研究分野において、プロフェッショナルを早期に育成するための人材養成ユニットを機動的に設置する。

また、民間企業等の研究者・技術者が、最先端の科学技術等を修得す

るための再教育システムの構築を支援する。

(2) 平成17年度充当見込額

62億円(うち新規選定分15億円)

(3) 対象機関

大学及び国立試験研究機関等(独立行政法人・特殊法人等の研究機関を含む)を対象とする。特に、(4)にあつては、大学院修士課程相当の実務者・研究者の養成を行うことが可能な研究機関を対象とする。

(4) 対象分野

対象分野とその養成規模は、以下のとおり。

大学院修士課程相当のもの(1提案当たり30人以上/5年間)

- (a) バイオインフォマティクス(システム生物学を含む)、バイオスタティスティクス
- (b) 基盤的ソフトウェア
- (c) 高度環境管理(化学物質リスク管理、廃棄物リサイクル管理、環境アセスメント等、地方公共団体や民間企業の環境対策に対応できる専門家)
- (d) ナノテクノロジー融合領域(ライフサイエンスとナノテクノロジーの融合領域等)
- (e) 自然科学と人文・社会科学との融合領域(安心・安全に資する科学技術、科学技術コミュニケーター、生命倫理、デジタルコンテンツの創造等)

民間企業等の研究者・技術者の再教育を行うもの

(1提案当たり200人以上/5年間)

- ・ライフサイエンス、情報通信、ナノテクノロジー・材料、環境の各分野及びこれらの融合領域における先端科学技術、知的財産・経営戦略等民間企業等のニーズが高いもの

(5) 選定方法

公募により選定する。

(6) 選定に当たっての留意点

- (a) (4)のについては、大学院修士課程相当の実務者・研究者の養成

を行うことが可能なものを選定する。

(4)については、民間企業等のニーズを把握し、需要に的確に対応した人材養成を行うことが可能なものを選定する。

- (b) 研究機関から提案される人材養成計画の妥当性及び効率性を重視する。
- (c) 民間企業等の協力が得られるものを重視する。
- (d) 本プログラムによる人材養成の後においても、引き続き当該分野の人材養成を継続する計画を有していることを重視する。
- (e) 当該研究機関の研究開発実績を重視する。

2 - 3 緊急に対応を必要とする研究開発等（平成13年度創設）

(1) 内容

緊急に対応を必要とする研究開発等を機動的に推進する。

(2) 平成17年度充当見込額

3億円（うち新規選定分3億円）

(3) 対象機関

研究機関全般を対象とする。

(4) 対象とする研究等

緊急に対応を必要とする研究開発等を対象とする。

(5) 対象分野等

緊急に対応を必要とする課題等に応じて対象を決定する。

(6) 選定方法

原則として総合科学技術会議の指定により選定する。

(7) 選定に当たっての留意点

年度途中に発生する科学技術を巡る状況の変化や自然災害、社会問題等に対応するため、緊急に必要な研究開発等を選定する。

3 科学技術活動の国際化の推進

基本方針において、調整費の活用の考え方として示した「科学技術活動の国際化の推進」に係るプログラムとして、「我が国の国際的リーダーシップの確保」を実施する。

3 - 1 我が国の国際的リーダーシップの確保（平成13年度創設）

（1）内容

我が国が国際的な科学技術活動におけるリーダーシップを発揮し、国際社会における持続的な協力関係を作り上げるため、以下の2つのプログラムを実施する。

我が国の科学技術活動の国際的リーダーシップの確保

国として積極的な対応が必要な国際会議等の開催や、それに伴う国際的な調査研究等の活動を推進する。

政府間合意等に基づく重要課題協力の機動的推進

相手国(多国間も含む)との科学技術協力協定等に基づく会合等において合意(政府間合意等)された、又は今後合意されることが予定される国際的な重要課題について、関係府省の実施機関が機動的に対応できるよう、専門家の派遣・招へい、国際会議等の開催、それに伴う国際的な調査研究等の活動を推進する。

（2）平成17年度充当見込額

6億円（うち新規選定分3億円）

（3）課題

我が国の科学技術活動の国際的リーダーシップの確保

アジア諸国等とのパートナーシップの強化につながる課題を対象とする。

（例）・生物遺伝資源関連

- ・各国の統計情報、分析手法等の共通化関連
- ・環境保全・再生技術、地球環境観測・予測関連
- ・自然災害軽減対策技術関連

- ・犯罪・テロ防止に資する対策技術関連(ボーダーコントロール等)

政府間合意等に基づく重要課題協力の機動的推進

年度途中に初動的な対応を機動的に実施する必要がある課題を対象とする。

(4) 実施者

我が国の科学技術活動の国際的リーダーシップの確保

国際的に質の高い研究成果をあげ、豊富な実績を持ち、かつ国際交流に積極的な研究機関等に実施させる。

政府間合意等に基づく重要課題協力の機動的推進

当該課題に精通し、豊富な実績を持ち、かつ国際交流に積極的な研究機関等に実施させる。

(5) 選定方法

公募により選定する。(3)の「政府間合意等に基づく重要課題協力の機動的推進」については、各府省から提案された課題の中から選定する。

(6) 選定に当たっての留意点

我が国の科学技術活動の国際的リーダーシップの確保

(a) 我が国がリーダーシップを発揮することが適当であり、国際社会における持続的な協力関係を作り上げていく必要がある国際的な重要課題を選定する。

(b) 諸外国と比べて我が国が優位にある分野を重視する。

政府間合意等に基づく重要課題協力の機動的推進

本課題はあくまでも初動的な取組を支援するものであり、実施機関や所管府省において本格的な国際共同研究に発展する見込みについても留意する。

新規課題等の公募を終了し廃止したプログラム (平成17年度継続分)

1 平成15年度まで新規の課題等を公募し廃止したプログラム

1 - 1 若手任期付研究員支援 (平成13年度創設)

(1) 内容

研究員の任期制の広範な定着を目指し、若手の任期付研究員が任期中に自立的研究に専念できるよう、特に優秀な任期付研究員に対して任期中における研究を支援する。

(2) 平成17年度充当見込額

17億円

(3) 平成17年度実施予定課題数

59課題

1 - 2 先導的研究等の推進 (平成13年度創設)

(1) 内容

科学技術の急速な発展に先見性と機動性をもって対応するため、境界を越えた融合により新たな領域の創成や研究開発のブレークスルーとなる技術の創出が期待される先導的な研究開発を推進する。また、科学技術が社会に与える影響の広がりと深まりに先見性をもって対応するため、自然科学と人文・社会科学とを総合した研究開発を先導的に進める。

(2) 平成17年度充当見込額

22億円

(3) 平成17年度実施予定課題数

1 2 課題

2 平成 1 2 年度まで新規の課題等を公募し廃止したプログラム

2 - 1 総合研究（昭和 5 6 年度創設）

（ 1 ）内容

創造性に富んだ新しい基礎的・先端的科学技術の可能性を追求し、当該分野における我が国の科学技術水準の飛躍的な向上を図ることを目的として、重要な研究テーマについて、産学官の研究ポテンシャルを結集し、複数機関の有機的連携の下に、総合的な取組を推進する。（産学官の複数機関）

（ 2 ）平成 1 7 年度充当見込額

6 億円

（ 3 ）平成 1 7 年度実施予定課題数

3 課題

2 - 2 中核的研究拠点（COE）育成（平成 5 年度創設）

（ 1 ）内容

COE 化を目指す公的研究機関が自助努力により競争的な研究環境を整備しつつ、特定の研究領域の水準を世界最高レベルまでに引き上げるための的確な支援を行い、当該機関のCOE 化を促進する。（国立試験研究機関）

（ 2 ）平成 1 7 年度充当見込額

2 億円

（ 3 ）平成 1 7 年度実施予定課題数

3 課題